

道路上の三角板等撤去のお願い

宅地への出入りのために三角板などを道路上に設置することは、道路法により禁止されており、歩行者や自転車、バイクなどの通行に非常に危険であるほか、日常の清掃作業や除雪に支障をきたします。また、三角板等の設置が原因で事故が起きた場合は、設置者が責任を問われる場合があります。

車両の出入りをスムーズにするために、歩道の段差切り下げを行なってください。なお、市役所への申請の手続きが必要ですのでご相談ください。

※三角板を撤去して歩道切り下げを行なう場合は補助金制度もあります。

改善前
(三角板が設置されている状況)

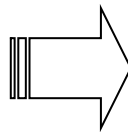


改善後
(歩道の切下げが行われた状況)



問題点

- ・バイク、自転車等の通行に危険である
- ・除雪時の支障となる
- ・道路清掃の際、支障となる
- ・美観上好ましくない
- ・騒音が起き迷惑である



問題解消！！

問合せ先

天童市役所
建設部 建設課 維持係

TEL 023-654-1111
(内線414、415)

安全な道路にしましょう！